

名古屋市告示第642号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人新瑞橋福祉センター 愛知県大府市東新町三丁目 1番地の 1	あらたま福祉の相談所	一般相談支援 特定相談支援	2338100221	令和 6年 8月 1日
	名古屋市南区駄上一丁目 9番12号	障害児相談支援	2378100222	
合同会社 p o l a r i s 愛知県刈谷市泉田町半崎 200番地 1	相談支援ルナ 名古屋市緑区曾根二丁目 433番地	特定相談支援	2338500263	令和 6年 8月 1日
		障害児相談支援	2378500249	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課